

法人名: 国立印刷局

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会 7010405010495	講習会への参加料	212,650		平成29年 7月10日 平成29年10月20日		公社	国所管
公益社団法人 日本印刷技術協会 3011305001869	受講料	112,960		平成29年 5月19日 平成29年 7月20日 平成29年11月10日 平成29年11月30日		公社	国所管
公益社団法人 日本監査役協会 3010005017481	受講料	118,683		平成29年 4月20日 平成29年 7月10日 平成29年10月20日 平成29年11月20日 平成29年12月20日		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。